

請求の要件審査

本件請求は、地方自治法（平成 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条所定の要件を具備しているものと認め、平成 26 年 9 月 16 日付でこれを受理した。

第 2 監査の実施

本件措置請求について、法第 242 条第 4 項の規定により次のとおり監査を実施した。

1 証拠の提出及び陳述の機会の付与

請求人に対し、平成 26 年 10 月 10 日に法第 242 条第 6 項の規定による証拠の提出及び陳述の機会を与えた。請求人から、新たな証拠が提出され、請求内容の背景説明及び補足説明がなされた。

（注）提出のあった資料の記載は省略した。

2 監査対象部局

総務部総務課

（注）提出のあった資料の記載は省略した。

第 3 監査の経緯

法第 242 条第 8 項において、同条第 4 項の規定による監査についての決定は、監査委員の合議によるものとされているので、合議を得るべく協議を重ねてきたが、同条第 5 項に規定される 60 日以内の期間内において、意見の一致を見ることができず、最終的に合議が整わなかった。

以下に監査委員の判断と意見を記載する。

第 4 監査委員の判断及び意見

1 高田監査委員、松本監査委員、日笠監査委員の判断及び意見

（1）本件告発は平成 24 年 7 月 19 日に美作市が平成 24 年 6 月以降、美作市クリーンセンター建設工事の入札に関して「入札前に落札業者の名前がでる。それも副市長の口から、しかも副市長は建設工事入札指名委員会の委員長」「委員長である ■■■ 副市長は入札が実施されてない前から ■■■ が取ると公言している。」「秘密義務違反」などと書いたビラを不特定の議員、市民に配布・郵送し、美作市副市長 ■■■ の名誉を毀損した旨の名誉毀損罪で請求人他 2 名を告発したものである。

（2）この告発に先立ち、平成 24 年 7 月 3 日に美作市は弁護士 ■■■ と「事件名：名誉毀損に関する刑事告訴、相手方： ■■■ 外、委任範囲刑事告訴」の処理を委託する。弁護士報酬は着手金 315,000 円、出張日当 73,500 円、交通費は日当とは別に実費を請求する。」との委任契約書を市長の公印を用いて締結し

ている。

この契約に基づいて告発がなされた後の平成 24 年 7 月 20 日に着手金として 315,000 円、平成 25 年 10 月 31 日に日当等 79,460 円が支払われる結果となっている。着手金の支払いについては、本件請求のあった日から起算して 1 年以上の年月を経ているが、最終的に日当等は 1 年以内に支払いがされていることから、これらを包括的な支払いと認め、すべての支払いを本件請求の対象として判断することとした。

当初に締結した「刑事告訴」は、手続きの公正さを担保するため、「刑事告発」に改められる結果と終わっており、その際、厳密に変更契約を交わすという方法をとっていない。

- (3) 本件告発を美作市という地方公共団体の名前でした理由は、入札というひたすら厳正に行われることが求められ、市政の中でも重要な業務に関して、副市長の名誉が毀損されたことは、市政の遂行に重要なポストにある副市長の地位が脅かされ、これが市政の適正な運営に多大な支障となるため、市民の負託に応えるためにも、副市長の名誉を回復し、市の運営そのものの適正化を図ることが必要であったためであるが、こうした問題の解決は、個人の力ではいかんともしがたく、市という組織をもって行うこととしたものと認められる。

無論、市が告発することについての違法性がないことは、現に告発を受理した美作警察署でも厳正に捜査をして、検察庁に事件送付し、検察庁においても適正な捜査をして、平成 25 年 9 月 26 日に美作市及び弁護士■■■■他 5 名の弁護士に対して、不起訴とした旨の処分通知書を送付してきていることから明らかである。

- (4) 以上から、美作市が名誉毀損の告発をすることは刑法上成立しないという要旨は誤りであり、美作市が告発することはでき、この為に公費を使用したことはならぬ問題ないと認められる。

- (5) 本件刑事告発が副市長の名誉回復のための唯一の方法であったかどうかを考えると、他に副市長ら関係者から事実関係を明らかにし、「当該入札は事前に情報が漏れることなく、適正に行われた」旨の公表などの手段があったと認められる。

この適正に入札が行われた事実を解明するにはかなりの時間を要すると思われることから、やむなく早期に副市長の名誉回復等を図るため告発という手段をとったものと思料される。

ただし、告発という手段が唯一のものではなく、しかも告発に際して、マスコミに大々的に発表したという点からしても、いかに適法なものであったとはいえ、その妥当性を考えると告発の相手方である請求人らに対しての配慮が足りなかったことは否めない。

この点については、新市長が本年 6 月に行われた議会において「現に、行った

ことでありますので、当時の市政を引き継ぐものとして、お詫び申し上げます。」と釈明しているとおりであります。

(6) 以上のことから本件美作市職員措置請求は棄却とすべきであります。

(7) 次の点について取り組むことを要望する。

「刑事告訴」から「刑事告発」に何らの変更契約もなく、改められている点について、敢えて意見を述べると、事実については同一であるので、違法ではないとはいえ、行政機関として何らの疑問も市民に抱かせない措置とすれば、この変更契約をすべきであったと認められ、今後、市が当初の契約に変更する事態が生じた場合、確実に変更契約をすることを要望する。

2 窪田監査委員の判断及び意見

住民監査請求の当、不当の認定判断については、単なる合法性や適法判断だけではなく、判例や条理をも加え、意思決定行為の妥当性や裁量権の行使関係についても判断すべきと考えるので、以下のとおり判断する。

(1) 告発状にも記載のとおり、本件は公務員たる副市長■■■■■の名誉毀損の訴因をもってなされたことは明らかであるが、同人は公務員である以上、刑法第 230 条だけではなく第 230 条の 2 についても併せて検討すべきことは当然である。

(2) 本件告発状を見ると、その罰条には刑法第 230 条のみ記載されているが、同法第 230 条の 2 第 3 項においては「前条第 1 項の行為（第 230 条第 1 項の行為、即ち公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損する行為）が公務員または公選による公務員の候補者に関する事実に係る場合には、事実の真否を判断し、真実であることの証明があった時は、これを罰しない。」と定められている。

(3) そして、この証明責任関係については、昭和 44 年 6 月最高裁大法廷判決において、それまでの最高裁判断を変更し、「刑法 230 条の 2 の規定は、人格権としての個人の名誉の保護と、憲法 21 条による正当な言論の保障を図ったものというべきであり、これら両者間の調和と均衡を考慮するならば、たとえ刑法 230 条の 2 第 1 項にいう事実が真実であることの証明がない場合でも、行為者がその事実を真実であると誤信し、その誤信したことについて、確実な資料、根拠に照らし相当の理由があるときは、犯罪の故意がなく、名誉毀損の罪は成立しないものと解するのが相当である。」判示し、これは確定判決である。

(4) 本件告発に係る行為を見た時、

ア 発言者は地元ベテランの■■■■■議員であること、

イ 同じく地元の同僚議員である■■■■■議員も同席した中での発言であること、

ウ そしてその期日は明確にはできなかったものの、後日チラシ内容についての確認書に■■■■■議員が誤りがないとして署名捺印までしていること、

エ その上、噂通りに■■■■■が落札したことなど

に照らして判断したとき、上記（3）にいう「相当の理由」があったもの考えられることから、違法性阻却事由に該当するものと判断する。

よって本件告発行為は、刑法第 230 条の 2 及び前記（3）に取り上げた最高裁判例からして、著しく妥当性を欠いたものであったと言わざるを得ない。

また、入札の結果を見た時、事前に噂されていたとおり ████████ が落札したことは、とりわけ注目に値するところである。

（5）また、この告発は被告発者らが計画していた決起集会日に切迫した中で、何の話し合いも警告措置等もすることなく、津山記者クラブ加盟の 9 団体及び、未加入の 2 報道機関など多数に、実名でことさらに積極発表するとともに、記者会見においては「行政対象暴力行為に値する側面がある。」などとまで述べていることは、住民生活の福祉や安心を一義的に図らねばならない地方公共団体としては、あまりにも配慮に欠け妥当性をも欠いたというよりも、人権を考えない、また結社の自由をも脅かしかねない、何らかの意図を持った所為であったと考えざるを得ない。

（6）その理由は明らかにすることはできないものの、他紙が報道する中、地元山陽新聞社が一切報道しなかつたことから、そうしたことがうかがえるところである。

（7）もともと、被告発人達の近くで美作市がクリーンセンターの建設計画を立てながら、いくら要望し続けても地元説明をしない、話し合いにも応じようとしなかつたなど、美作市が説明責任を果たそうとしなかつたことから、これを質そうとして組成されたのが「美作の環境を考える会」である。

本件は、同会が求める対話や説明会を、美作市がかたくなに拒否し続けてきたという経緯の中で発生した問題であり、いやしくも平穏な市民団体を告発するにあたって、対話や警告などもせず、いきなり刑事告発に及んだことも含めて判断するとき、行政としての懈怠も認められると判断する。

（8）この告発に先立ち、美作市は平成 24 年 7 月 3 日、弁護士 ████████ に、「事件名：名誉毀損に関する刑事告訴、相手方： ████████ 外、委任範囲刑事告訴」としての処理を委託することとし、「弁護士報酬は着手金 315,000 円、出張日当 73,500 円、交通費は日当とは別に実費を請求する。」との委任契約書を市長の公印を用いて締結している。

当初に締結した内容は双方ともに吟味を欠いたものとなっており、告訴・告発など用語に適切さを欠いているほか、書類不備も随所に見られるなど杜撰さは否めないところである。

（9）以上らを総合的に判断した時、平成 24 年 7 月 19 日美作市長 ████████ が行った刑事告発行為と、実名をあげての積極報道発表行為は、人権や結社の自由とも関連して、著しく裁量権を逸脱し、妥当性を欠いたものであったと認めるので、本来

は美作市に返還方措置を求めるべきと考えるが、地方自治法第 242 条第 8 項の規定の次第もあって、合議が整わない中では措置要求はできないものである。

なお、契約関係事務の杜撰さや、人権等への配慮に著しく欠けた点については、各判断の中において述べてきたとおりであり、現市長にあってはすでに議会及び市の広報誌において詫びてはいるが、杜撰事務については改められてしかるべきである。

- 3 以上のとおり、本件請求に対する監査委員の判断が二つにわかれたため、合議は整わなかった。